

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

## (保育所等)幼保連携型認定こども園

## 1 評価機関

名 称	NPO法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和6(2024)年6月1日~11月30日

2 報情指標事業審改

### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	白井ふじこども園 シロイフジコドモエン
所 在 地	〒270-1432 千葉県白井市富士239-1
交 通 手 段	最寄り駅：北総線西白井駅下車徒歩15分 最寄りバス停：富士センター
電 話	047-402-2500 FAX 047-402-2548
ホーメページ	<a href="http://fujikodomoen.com/idumi/">http://fujikodomoen.com/idumi/</a>
経 営 法 人	社会福祉法人いづみ
開設年月日	2011年4月1日
併設しているサービス	白井市つどいのひろば：子育て支援「いづみ」 児童発達支援施設：「てんでんこ」

## (2) サービス内容

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	19	17	36	
専門職員数	園長	主幹保育教諭	栄養士	保育補助者の内、 2名は子育て支援 員研修修了者
	1	2	2	
	保育教諭	保育士	保育補助	
	19	2	6	
	調理員	清掃員		
	3	1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	1号認定：当園に直接申し込みください。 2・3号認定：白井市役所保育課に問い合わせください。	
申請窓口開設時間	1号認定：午前9時から午後4時まで当 2・3号認定：白井市役所保育課に問い合わせください。	
申請時注意事項	1号認定：当園に問い合わせください。 2・3号認定：白井市役所保育課に問い合わせください。	
サービス決定までの時間	1号認定：毎月の利用状況により異なりますので当園に問い合わせ ください。 2・3号認定：入所申し込みの翌月に利用調整会議がありその後当 園との面談を経て白井市より決定通知書が渡されてその翌月1日か ら利用ができます。	
入所相談	見学や園生活や利用方法等の詳細については当園に問い合わせください。	
利用代金	・乳児（0～2歳児）：クラス保育料：居住地自治体が定めた額＋ 特別保育料 350円／月額	
	・幼児（3～5歳児）：クラス保育料：特別保育用2,250円／月額	
食事代金	1号認定：4,800円 2号認定6,000円	
苦情対応	窓口設置	江川敦子・鈴木綾子
	第三者委員の設置	浅利 瓦・井川芳枝

### ③ 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針  (理念・基本方針)	<p><b>【保育理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>*個性を大切にして、心身共に健やかな子どもを育てる</li><li>*思いやりの心を育て、共生・共助をめざす</li><li>*子どもたちの未来を創造する</li></ul> <p><b>【保育方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>*個性を大切にして、ひとりひとりが輝く元気な子どもを育む</li><li>*自然の中で四季折々の活動を行い、豊かな完成を養う</li><li>*明るい環境のもと、規則正しい生活習慣を身につける</li><li>*育てる喜び、実りの喜び、食べる喜びを培い丈夫な体をつくる</li><li>*思いやりの心を大切に共に助け合う気持ちを養う</li><li>*子育て支援をとおして地域との関わりを深める</li><li>*子どもたちを温かく見守り健康かつ安全な環境を整える</li></ul>
私たちがめざす インクルーシブ保 育	スマールステップを積み重ねながら「できるようになった！」という経験を増やし成長を促してお友達と一緒に集団生活ができるよう職員一同見守っていきます。
利用（希望）者 へのPR	利用するお子様を主体と考え、お子様自身が楽しいと感じてもらえるよう「こども園」と「てんでんこ」が連携を取り集団生活ができるようにサポートし、お子様の状況を最優先に考え保育と療育を行っていくことを基本としております。

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 理念に基づくインクルーシブ保育の推進	設立当初は認可保育所であったが、親の就労に関わらず教育・保育を提供できる認定こども園に移行した。さらに、隣接して子育て支援センター事業と児童発達支援事業を展開し、孤立化しがちな在宅家庭の子育てを支援し、特別な配慮が必要とする子どもたちをも対象に教育・保育を提供するに至っている。子どもをさまざまな理由で線引きせず、それぞれの個性を認め合う環境づくりを進めてきた。これは、当法人の基本理念の一つ「個性を大切にして、心身共に健やかな子どもを育てる」の具現化であり、実現に邁進してきた姿がある。法人の基本的な精神が生かされ、保育施設全体に温かな気風が流れているように感じられる。インクルーシブ保育は運営の難しさもあるが、当園は併設事業と共に総合的な力を發揮することができると言えよう。また、インクルーシブ保育は思いやりや個性の多様性への認識が育ち、健常児にも良い影響を与えるとも言われる。日本の未来を担う子どもたちの育ちに貢献できるものと思われる。
2. 豊かな植栽やゆとりある園舎による情操教育に視点をおいた保育環境づくり	園舎と隣接施設(既存家屋を再利用)の間には、以前の建物から引き継がれた植栽が大事に残されていて、利用者にとって穏やかな空間となっている。園舎は個々の保育室の独立性を維持しつつ、ホールなどへの導線も考えられている。壁面や梁は山小屋を思わせる木材を主として、吹き抜けのホールの木の香りが心地よい。また、クラスの名札はトールペイントで描かれ、これらも温かな雰囲気を醸し出している。各所に絵画が飾られ子どもの感性を育む環境づくりをしている。ホールには卒園生が発表会で演じた物語の共同製作が展示されている。卒園生が訪れた時、懐かしい幼児期の幸せ感と共に、人生の流れを感じる思いを大切にしていることが伝わってくる。園舎は面積にもゆとりがあるため機能面でも保育をしやすくしている。保育者は園児の育ちや人数によって、保育空間を使いわけるなどの工夫をして安全安心な保育にあたっている。
3. 体験的な食育と専門講師を活用した年齢に即した経験教育	食育として、畑で野菜を育てたり、プランターで米づくりなどをしている。刈り取った米で飯盒炊さんをする体験は災害時訓練としての意味も込められている。咀嚼力をつけるために、スルメ・煮干し・せんべいなどの食材を子どもに提供し、咀嚼力強化にも配慮している。幼児期の体幹づくりに重要な運動力育成にむけての専門講師による指導、同じく音感が最も発達する時期に合わせた専門講師の音楽指導を取り入れている。園行事では園長や主任も参加して合奏するなど、生演奏をしたり聴いたり、一緒に歌う楽しさを育んでいることも大切にしている。
さらに取り組みが望まれるところ	
1. 各種の規定や計画などの文書化による整理と整備	法令遵守を基本に、個人情報保護やプライバシー保護に関する事項が「規定」として整備されていない。入園手続き書類や職員の採用書類、とりわけ保護者や職員が利用する「入園のしおり」「重要事項説明書」などには実質的な効果が見込まれる注意の記載などが散見されるものの、その根拠となる規定類の整備ができていない。早急に整備され、ホームページなどに公開されることを望みたい。併せて、重要課題を明確にした事業計画や事業報告、人材育成計画・方針や職員の能力基準などを順々に整えて、組織体制的にさらなる強化を目指していただきたい。
2. 教育・保育に関する方針や目標・苦情受付などを入園後も継続して伝える工夫	保護者の園運営に関するより深い信頼感を得て、理念と基本方針に則った保育を進めるためには、園の理念や基本方針などを保護者にわかりやすく説明することが大切である。伝え方を園長はじめ職員とで話し合い、保護者にうまく伝わるよう更なる努力を求めたい。「特に相談事はないが担任などと子育てに関するコミュニケーションを取りたい」との保護者は多い。気軽に接触できる機会に子育て期の楽しみを伝え、保護者の子育て不安を和らげることができる。その際、保育者は自身の保育スキルを正しく保護者に伝えられる表現力や語彙力が必要となるので一層の研鑽を望みたい。また、苦情受付のシステムが充分に伝わっていないようなので、伝え方と掲示場所の工夫も併せて検討されたい。
3. 効果を増す空間づくりへの意識向上	保育室等は木の香りが漂い、豊かな空間で情操を育んでいるが、より効果的な空間とするためには“すっきりさせること”も環境づくりの一方策である。例えば、飾られた絵画の周囲をすっきりさせると「絵画」を引き立たせて、その意味を更に深めることが出来る。幼い時の環境から感性が養われる所以、季節ごとレイアウトに変化をつけることも大切と思われる。特に、すっきりとした空間は、子どもや職員にとても朝夕の心地よさを増し、その他園に関わる人達の心情にもよい効果をもたらす。物を置きすぎない・装飾しすぎない整然とした空間づくりを意識して取り組まれることに期待したい。
(評価を受けて、受審事業者の取組み)	
・運営規定の中に個人情報・特定個人情報保護規定を追加します。	
・保護者とこども園の信頼を高める手段として、話し合いの機会や交流会を計画し問題解決の方法を周知していきます。	
・「園内の環境整備」を常に意識し整理整頓された空間と四季を感じさせる園内の調和を図るようにしていきます。	

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

自己評価

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	2
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	1
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を發揮している。	4	1
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	2
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、日々計画を行って課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1
		提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。		3
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
計				124	12

## 保育所等 項目別評価コメント

11月22日版

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■理念・基本方針から、法人・保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人・保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 理念と基本方針は「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されていて、ホームページにも掲載されている。法人がそうありたいと目指す教育・保育への考え方は、児童福祉法や保育所保育指針の趣旨を踏まえたものと読み取れる。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 理念と基本方針が記載された「入園のしおり」は職員が常に目にふれるものであり、職員が利用するタブレットによつていつでも閲覧できるようになっている。新規採用があった際には研修で理念と基本方針を学び、前期・後期の保育実践の振り返りや毎月のクラス会議で共有化と反省をしている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 入園説明時に「入園のしおり」と「重要事項説明書」とを用いて説明している。当園の理念と基本方針はわかりやすくつぶつぶられていて、保護者には理解しやすい。日常の保育の場面でも保育に照らして説明しやすく、日常の保育場面や保護会で保育実践について説明している。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>□事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul> <p>(評価コメント) 中・長期事業計画は作成されていない。従って、当該計画をもとにした事業計画は作成されていないが、事業計画は立てられている。当園整備後の認可保育所から認定こども園への移行・利用定員の見直し・児童発達支援事業の整備等々を考え合わせると、行政ニーズや保育業界の現況について把握し課題認識をした上で、事業の推進を計画的に進めてきたことは認められる。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のめどに策定されている。</li> <li>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>□年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 事業を計画する際には、職員会議などで職員の意見を反映できるよう努めている。その過程を踏まえて重要事項については理事会等の審議によって決定している。結果、重要課題や方針については職員に周知するようにしている。しかし、事業の計画や実施状況について、規程などによって定められた定期的な把握・評価はできていない。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を發揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を發揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 月2回の連絡会では園長・主任・副主任が行事計画や親子の諸問題等々を話し合っている。当該会議で実践の確認や課題の把握、改善への方向を出している。職員の意見等が出やすくなるよう会議人数を調整するなどの工夫をしている。職員の研修・人間関係・評価についても、連絡会を中心にニーズの把握、定期的な聞き取りによって問題解決と公平性の確保に努めている。</p>
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>□遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 採用の際に職員は誓約書に署名し、法令遵守や倫理について包括的に承認するものの、直接示された文書などは整っていない。定期的に「セルフチェックシート」による確認がなされていて周知を図っている。個人情報保護については「重要事項説明書」に記載され職員も閲覧できるものの、「規程」などが定められていない。</p>

評価項目		標準項目
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<input type="checkbox"/> 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
	(評価コメント) 人材の確保や育成に関して方針・計画は立てられていない。処務規程を整備し、権限と役割を明確化しようとしている。毎年「自己申告」が行われ、職員の評価については客観性と透明性が確保されている。申告結果については、面談によって振り返りができる。	
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
	(評価コメント) 園長を中心に労務管理は行われ、年休管理は職員の希望に沿えるよう調整している。問題改善や職員の相談については都度対応するようにしている。10年勤続祝金・人間ドックの受診助成など職員の希望にかなった福利厚生事業があるほか、時短勤務も積極的に受け入れている。	
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 中長期の人材育成計画がある。 <input type="checkbox"/> 職種別、役割別に能力基準を明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 <input type="checkbox"/> 個別育成計画・目標を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> OJTの仕組みを明確にしている。
	(評価コメント) 中長期の人材育成計画は立てられていない。役割区分はできているが、職種や役割別の能力基準及び職員の個別育成計画・目標の整備はできていない。研修計画を立て、園内研修の実施と園外研修の受講を促すことによって職員のキャリアアップを図っている。園内では管理監督職員や先輩職員が必要に応じて職場内研修に取り組むようにしている。	
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<input checked="" type="checkbox"/> 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
	(評価コメント) 全職員を対象に白井市「保育の質向上のためのチェックリスト」と全国保育士会「チェックリスト」を実施、子ども主体の保育の実現と不適切保育の未然の防止に生かしている。虐待防止については白井市家庭児童相談室と連携して防止していく体制を整えている。	
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の利用目的を明示している。 <input type="checkbox"/> 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
	(評価コメント) 「入園のしおり」や「重要事項説明書」で園児の写真取り扱いや他機関との情報取り扱いについて触れているが、個人情報保護の直接的な方針や規定などの記載や掲示がなされているとは言い難い。保護規定などの策定し、ホームページやパンフレットなどで明示することが急がれる。	
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
	(評価コメント) 利用者アンケートがアプリを利用して行われている。保護者が回答しやすく便利で、園では手早く処理できる仕組みがある。改善点が認められる場合は、必要に応じて意見や要望を聴取するようにして改善を進めている。相談室もあって、相談記録もある。	
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
	(評価コメント) 要望や苦情等に関する窓口と担当者は、「重要事項説明書」に明示されていて、対応マニュアルも整備されている。窓口に寄せられた要望等があった場合には記録し、問題解決の内容を説明する用意がある。	

評価項目		標準項目
15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>□教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 自己評価表(保育の自己評価様式)を用いて、職員は年に一度自己を振り返っている。しかし、教育・保育の質向上計画を立てPDCAサイクルを継続的には取り組んでいない。園は今回の第三者評価の結果を公表予定だが、自己評価表の公表の仕方にはさらなる工夫が必要と思われる。</p>
16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 教育及び保育の実施方法はマニュアル化され、業務の基本的ねらいや手順マニュアルも作られている。それらは新人教育の際に活用されて、その後も確認し振り返られるようになっている。新人(経験保育士も含む)に園が就労業務を説明する際にも、保育マニュアルは利用されている。保育マニュアルは毎年幹部職員や各担当・年齢児ごとの職員で見直されている。</p>
17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 問い合わせや見学の希望に対しては、パンフレットやホームページに丁寧な案内が掲載され、見学の際は、出来るだけ利用者の都合に合わせた日程で、個々に対応している。主任が園案内をしながら、利用者の必要なニーズなどの質問や案内に努めている。</p>
18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul> <p>(評価コメント) 入園決定者には「重要事項説明書」で保育理念や教育及び保育方針、内容、基本的ルールを説明している。「入園のしおり」には、ルールや持ち物を図でわかりやすくしている。「重要事項説明書」は必ず文章を利用者と読み合せた上で、同意書を提出してもらっている。入園面接では保護者の考えを聞いて確認し、個人記録(既往症やかかりやすい病気、障害、アレルギーの有無など)を把握している。</p>
19 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などを踏まえて作成している。保育方針は全体的な計画のもと、発達過程や各担任の個別面接や懇談会、日頃の送迎時の会話によって知り得た家庭の背景や地域の実態を考慮して反映させるよう作成している。保育計画はクラス担任が中心となり、園長・主任や全職員が月案・週案・日案、行事計画等をミーティングなどで共有しながら作成されている。</p>
20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 各年齢の発達に基づいた長期・短期指導計画の下にクラスリーダーが月案・日案を作成して、その都度振り返りをしている。特に0~2歳児は月齢ごとに月案を作成し、個別に記録している。また、特別に配慮が必要な児童には個別指導案が作成され、職員で共有している。児童それぞれの発達を考えた生活習慣の育成や季節に即したねらいが考慮されている。各行事に対して、チームを作り、前年度の見直しを踏まえて計画・実施・振り返りをし、保護者からのアンケートも行事ごとに取り、改善に努めている。</p>
21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を發揮できるような働きかけをしている。</li> </ul> <p>(評価コメント) 各保育室内の環境は子どもが主体的に遊べるように玩具や絵本などの配置が配慮され、自ら遊びたいものが取り出しありやすくなるように工夫されている。特に絵本などはホール入口に本棚を作り、親しみやすくしている。年齢ごとの興味や関心が沸き起こるような配置など、気持ちを大切に、集中して遊べる環境を作っている。こどもの発達に即した手作り玩具からも園全体の温かさを感じられ、保育者も自分で遊びを見つけるようにしている。</p>

評価項目		標準項目
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
(評価コメント)園の環境は四季を感じさせる植栽、特に自然の野草花を大切にしている。子どもが四季の花々を楽しみ、身近な自然の移り変わりを感じる感性を養えるよう工夫している。園近くの広場や園バスを利用して出かけ、自然に触れられる機会を増やしていく、年長児はプラネタリウムを見学するなど公共施設にも出かけて、社会的マナーを身に付ける機会としている。野菜づくりや草花を育て、成長を楽しみながら日々を過ごすことを大切にしている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 子どもが自発性を發揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
(評価コメント)保育マニュアルを通じて、子どもへの言葉かけなどを共有している。トラブルの発生時は危険がないように見守り、状況を加味して、子ども自身が解決方法を考えるように言葉かけをしている。日々の遊びや生活を通して、社会的ルールを伝えて年齢に即した他人との距離感を育んでいる。年齢に応じた当番の役割を通して、責任感や達成感の経験値を育んで意識の芽生えにつなげている。仲間を誘う遊びやマルシェ(お買い物ごっこ)などの行事を通して友だちと協力する楽しさを体験している。合同行事や延長保育などでは異年齢で過ごし、兄弟のような交流を楽しんでいる。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
(評価コメント)特別な配慮を必要とする子どもには個別指導計画を作り、記録し職員全体で共有している。クラスに配慮を必要とする子どもがいる職員や学習が更に必要と思われる職員は、白井市主催の障害児教育・保育の研修を受けている。併設の「てんでんこ」所属専門職員から助言を受けたり、児童発達センターや専門機関につなげる取り組みができる。市発達センターによる年2回の巡回を利用して、専門目線で子どもたちの状況を確認し、専門機関を紹介するなど適切な支援につなげている。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■ 担当職員の研修が行われている。</li> <li>■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
(評価コメント)引き継ぎ表を利用して、迎えの保護者に保育の様子を伝えている。緊急を要することや内容によっては、電話やアプリで保護者にその都度伝えている。延長保育の時は、多人数の時間帯では年齢ごとに分かれて保育し、少人数になれば合同保育をして、子どもが不安にならないような温かな環境で過ごせるように配慮している。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■ 就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
(評価コメント)送迎時の保護者との会話で、子どもの様子(引継ぎノートを活用)を伝えている。緊急性のあるときにはアプリで即刻知らせている。個人面談は年に1回や希望がある時に実施される。個人面談記録簿に記入されて園長や主任に伝えられる。保育参観も希望制で実施している。就学に向けて、小学校との連携組織「白井市「幼・保・小の架け橋プラン」」が今年度からスタート、学校と園の子どもと職員が相互に体験などし理解が進み、それぞれの教育観の再構築する機会になると思われる。子どもの育ちを記録した認定こども園児指導要録を進学小学校別に年度末には提出している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■ 保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■ 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
(評価コメント)全体の計画で健康管理について定め、子どもの健康記録や成長記録をアプリに入力し保護者に提供している。園医による歯科・内科健診の結果は保護者が見られるようになっている。登園当日の気になる健康状態などは保護者からアプリで伝えられ、保護者は視診表に記録している。午睡はプレスチェックやうつ伏せ寝を横向け又は上向けにし、SIDSを予防している。その内容は保育室に掲示されて、常にチェックできるようになっている。子どもの日常の様子や着替えなどの際は、虐待がないかどうかの視点で観察するように心がけている。		

評価項目	標準項目
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul> <p>(評価コメント)保育中の体調不調や怪我については状態に応じて緊急を要するものについては電話で保護者に伝えられ、かかりつけの医療機関への受診や救急車で対応している。医務室にはベットが準備され、必要な薬品などを常備し、看護師が施錠して管理している。感染症が発生し必要な時は、嘱託医・市町村・保健所に連絡して指示を仰ぎ、発症クラスや人数などの他、感染予防の方法などを掲示して注意喚起している。アプリでも確認できるようにしている。</p>
29 食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul> <p>(評価コメント)食育計画に従って保育を行い、野菜や米づくりも実施。年長は飯盒で炊飯、クッキングして食べる歓びを体験している。調理室がガラス張りで調理する姿を目にする機会が多く、調理職員へ感謝の気持ちを養っている。食物アレルギーについては「対応マニュアル」に基づき、医師による生活指導票のもと、園長・担任・栄養士・保護者で面談を行った上で食事を提供している。誤食予防にトレーの色を変え、受け渡し確認を明確にしている。毎月の給食会議で子どもたちの嗜好などを検討、食べられないものに対しては強要することなく、食を楽しいものとして伝えるように声かけなどを保育マニュアルで共有している。</p>
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul> <p>(評価コメント)園舎は24時間換気システムと各保育室に加湿清浄機、共有部分には空気除菌脱臭機が設置されている。日々の清掃や玩具の消毒は、次亜塩素酸希釈水で補助職員や担任が行っている。手洗い場所には洗い方が子どもにわかりやすく図で示されている。玄関には消毒液が常備され、常に清潔を保てるような環境がある。室内外に様々な物が置かれ比較的整理整頓されているが、あまり必要でないものは収納して、装飾物や絵画などが生きるようにすると、より快適な空間になり情操や感性の育成にもつながる。</p>
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul> <p>(評価コメント)事故対応マニュアルを職員で共有し、事故発生時には「事故報告書」で発生から処置、医療関係への搬送、保護者連絡などの経過を時系列で記録している。報告書をもとに原因などを究明して、再発防止に努めている。毎月遊具や危険箇所を点検して安全な環境設定に努めている。「ヒヤリハット」を活用し、職員全員で共有して危機管理意識を促している。不審者対策は年に1回(11月)、警察の協力を得て行っている。</p>
32 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul> <p>(評価コメント)「災害時マニュアル」を作成し共有、役割分担表によって職員は役割を認識している。避難訓練を月1回行い、火災・地震・津波・不審者・引き取り訓練など様々な災害に対応できる訓練を実施しているほか、竜巻に対する訓練も行っている。訓練後は、振り返りをすると同時に必要な改善をしている。子どもや職員の安否確認について災害連絡アプリの使い方を「入園のしおり」に記載し伝えている。</p>
33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul> <p>(評価コメント)子育てひろば『いづみ』を併設、0~2歳児の地域の子育て世代に対して身体測定・親子製作やふれあい遊び等のプログラムを展開したり、園庭や畑を開放している。「ホットハートこども相談」では、保健師や歯科衛生士、主任児童委員や家庭児童相談員による育児相談を実施している。日常的には、親子の交流の場、月・水・金にあそび場広場を提供。また、市内6施設合同で親子イベントを開催している。地域の子育てイベントなどをパンフレットコーナーで情報提供している。</p>